

関係者のための 子ども虐待防止ハンドブック

石川県児童虐待の早期発見対応及び保護支援指針

石 川 県

目 次

第1章 子どもと親	1
1 子どもの最も大きな特徴は、「発達すること」です	1
2 子どもには、守られているという安心感が必要です	1
3 親は、子どもの発達を支えていかなければなりません	1
4 子どもには、大人とは違った接し方が必要です	1
第2章 子ども虐待とは	2
1 子ども虐待問題に理解を	2
2 子ども虐待とは何ですか	2
3 虐待にはどのようなタイプがありますか	2
4 しつけと虐待の違いは何ですか	3
5 なぜ虐待が起きるのですか	4
6 虐待は、子どもにどのような影響を及ぼしますか	5
「体罰」は虐待か？	6
第3章 虐待に早く気づくために	8
1 特定の職業の人々に早期発見の努力義務	8
2 家庭・地域で	8
3 保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなどで	9
4 医療機関で	10
5 保健機関で	11
乳幼児揺さぶられ症候群 代理によるミュンヒハウゼン症候群	12
第4章 虐待に気がついたら	13
1 まず、通告です	13
2 通告についての秘密は守られます	14
3 通告義務は、守秘義務に優先します	14
4 緊急のときは	14
第5章 発見から援助までの流れ	15
1 面接・指導の基本姿勢	16
2 初期対応－調査、情報収集と関係機関との連携	16
3 援助の方法	16
«緊急性が高いと考えられるとき»	17
«緊急性が低いと考えられるとき»	17

第6章 児童相談所の役割	18
1 相談、通告を受ける	18
2 市町への後方支援を行う	18
3 立入調査を行う	18
4 子どもを一時保護する	19
5 在宅指導を行う	19
6 保護者の同意による施設入所	19
7 保護者の同意のない施設入所	19
8 面会又は通信の制限	20
9 措置解除のための児童福祉司の意見聴取	20
10 親権喪失の審判の請求	20
児童相談所における相談援助活動の体系・展開	21
第7章 関係機関の役割	22
1 市町・福祉事務所	22
2 児童家庭支援センター	24
3 児童委員・主任児童委員	24
4 保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ	25
5 県保健福祉センター、市町保健センター	26
6 医療機関	26
7 警察	27
第8章 虐待を予防するために	29
1 地域ぐるみで子育てを	29
2 親が育児不安を感じやすい子どもへの支援	29
3 子育てに不安を持つ親への支援	30
第9章 Q & A	31
Q 1 (共通)	31
Q 2 (共通)	31
Q 3 (共通)	32
Q 4 (市町)	32
Q 5 (児童委員)	33
Q 6 (医師)	33
Q 7 (医師)	34
Q 8 (保健師)	34
Q 9 (保健師)	35
Q 10 (保育士)	35
Q 11 (教師)	36

第10章	相談機関一覧	-----	3 7
1	市町児童相談窓口	-----	3 7
2	児童相談所	-----	3 7
3	児童家庭支援センター	-----	3 8
4	警察	-----	3 8
5	妊婦・育児などの電話相談一覧	-----	3 9

第1章 子どもと親

子どものことで悩み、子育てに不安を感じている人の相談に当たっては、子どものことと、親のことの両方を理解していることが大切です。

1 子どもの最も大きな特徴は、「発達すること」です

- (1) 人は、生まれてすぐに立ち上がる馬などに比べて、未成熟な状態で生まれ、長い時間かけて心身を成熟させます。
- (2) その過程での心身の変化を「発達」と言います。

2 子どもには、守られているという安心感が必要です

- (1) 親の最も大切な役割は、子どもが安心感を持てるように接することです。
- (2) 子どもが安心感を持てなくなると、知的発達の遅れ、感情表現の乏しさ、恐れや怯え、身体的発育の遅れなどの影響が現れることがあります。

3 親は、子どもの発達を支えていかなければなりません

- (1) 子どもは、健康に暮らしながら、人として成熟し、幸福を手に入れることができます。
- (2) そのため、人間的な環境の中で育てられ、適切な教育を受けることが保障されている必要があります。
- (3) このような子どもの発達を支える義務は、児童福祉法にも謳われているように、社会の大人全体が負うものですが、第一義的には親が負います。

4 子どもには、大人とは違った接し方が必要です

- (1) 大人だからといって、自分の感じ方や考え方、規律を子どもに押し付けることはできません。
- (2) ある心理学者は、子どもを育てる上で心得ておくべきことを次のようにまとめています。
 - ① 子どもを愛し、かつ尊重すること
 - ② 子どもが能力を十分に發揮し、洗練された人間になる手助けをすること
 - ③ 子どもの心は一人ひとり違うこと
 - ④ 子どもの発達は親でも予測がつかないこと
 - ⑤ 子どもの発達を管理する親の力には限界があること
 - ⑥ 子どもの行動の責任がすべて親にあるわけではないこと
 - ⑦ 子どもを親が望むように育てられると考えるのは錯覚であること

第2章 子ども虐待とは

1 子ども虐待問題に理解を

- (1) 虐待は、子どもの心身に深刻な影響を与えるため、早期発見、早期対応が何より大切です。
- (2) しかし、その対応には、しばしば困難を伴います。
- (3) 子ども虐待問題に一人ひとりが、もっと関心を向け、理解を深める必要があります。

2 子ども虐待とは何ですか

子ども虐待とは、

- (1) 保護者が、その監護する子どもの心身を傷つけ、健やかな発達を損なう行為のことです。
- (2) 子どもが望まないのに繰り返し行われます。
- (3) 虐待かどうかの判断は、子どもの側に立って行われるべきであって、親の意図とは無関係です。

保護者とは、

- ① 親権を行う者
 - ② 未成年後見人
 - ③ その他の者
- で、子どもを現に監護（監督、保護）するものをいいます。

3 虐待にはどのようなタイプがありますか

- (1) 子ども虐待については、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」といいます。）第2条において、定義されています。

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 具体的には、次のような行為です。

- ① **身体的虐待** 殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、溺れさせる、逆さ吊りにする、たばこの火を押し付ける、異物を飲ませる、食事を与えない、冬に戸外に締め出す、縄などにより一室に拘束するなどです。
- ② **性的虐待** 性的行為や性的いたずらをする、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体になることや性に関するビデオを観ることを強要するなどです。
- ③ **ネグレクト**
(放置、保護の怠慢) 子どもの危険に対する重大な不注意や健康状態を損なうほどの不適切な養育のことです。
例えば、十分な栄養を与えない、ひどく不潔なままにする、重大な病気になっても病院に連れて行かない、家に閉じこめる、子どもの意思に反して学校に行かせない、乳幼児を自動車の中に放置するなどです。
また、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置することもネグレクトとして児童虐待に含まれます。
- ④ **心理的虐待** 言葉や態度で子どもの心を傷つける（心的外傷を与える）ことです。
例えば、子どもからの働き掛けを無視したり、拒否的な態度を示すことや、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをすることなどです。
また、子どもの目前で配偶者に対する暴力が行われることなど、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば心理的虐待に含まれます。

③ネグレクト、④心理的虐待は見落とされがちですが、虐待の一つであることを認識する必要があります。

4 しつけと虐待の違いは何ですか

- (1) 子ども虐待は、不適切な養育態度の延長線上にあるもので、多くの養育者は、「しつけのためにしている」と言います。
- (2) しつけとは、子どもが家庭や社会のルールにかなった望ましい振る舞いを身に付けられるように、親などが子どもに働きかけることです。
- (3) しつけようとするルールは、多くの人が納得できる内容であるはずです。
- (4) しつけに当たっては、「子どもは、時間をかけて繰り返し経験しながら、ルールを身につけていくものである」という認識が必要です。
- (5) しつけのためであっても、3の(2)の①から④までに該当するような行為は、虐待です。

5 なぜ虐待が起きるのですか

(1) 虐待が起きる背景には、次のような社会的な要因があります。

- ① 核家族化により子育てのノウハウが伝わらず、少子化の中で子守りをした経験のない親が多いこと。
- ② 都市化などから地域の連帯感が薄れ、近所同士の気軽な助け合いがなくなったこと。

(2) 家庭それぞれの個別的な要因もあります。

- ① 社会からの孤立 ア 近所同士や親戚とのつきあいが、少なくなっています。
イ 孤立していると、育児不安や養育上の混乱を引き起こしやすくなり、虐待につながる可能性が高くなります。
- ② 子ども自身の要因 慢性疾患や障害がある、よく泣く、食べないなど、育てにくい子どもの場合、親は、その対応に追われるため、子どもに否定的な感情を持ち、虐待をしてしまうことがあります。
- ③ 親の生育歴の問題 ア 子どもを虐待している親自身が虐待を受けて育った場合が多いと言われています。
イ このような生育歴は、人への不信感や自己評価の低さから、安定した人間関係を築きにくくしたりします。
ウ 暴力を受けて育った親は、自分の子どもに対しても暴力をふるいやすくなります。
エ 子どものときに、十分に愛情を得られなかつた親が、自分と同じような目に遭わせてはならないと思って、子どもに愛情を注ぐにもかかわらず、子どもが応じてくれない場合に、腹を立てて体罰を与えることがあります。
- ④ 家庭の状況 ア 夫婦関係が不安定で、一方が支配し、もう一方が服従するという関係の中で、虐待を黙認するということが、しばしば起きます。
イ また、親としての自覚を持てない場合や親がアルコール依存症など、精神的な問題を抱えている場合、生活上の不満や子育てからくるストレスが虐待を引き起します。
- ⑤ 親子の関係 ア 子どもの中でも、特定の子どもだけが虐待の対象となることがあります。
イ 例えば、未熟児で生まれた子どもの場合、出生直後から母子分離の状態におかれため、母親が、子どもに愛情を感じられなくなることが原因とされています。
ウ また、他の子どもと比較して、その子どものことを、親が気に入らないことが原因となることもあります。

6 虐待は、子どもにどのような影響を及ぼしますか

- (1) 虐待を受けた子どもは、最も身近な存在である親との間の信頼関係が損なわれています。
- (2) 周囲の人に対して、不信感や警戒心を持ちながら接しています。
- (3) 発達が遅れたり、素直な感情表現ができずに、人との意思疎通がうまくいかないこともあります。
- (4) また、子どもが、自分自身を大切に思えなかったり、非行に巻き込まれたりすることもあります。
- (5) さらに、子どもが、親になって、我が子に同じ事を繰り返してしまうことがあります。

なお、虐待を受けた子どもの多くは、虐待の原因は自分にあり、自分がいけない子なんだと思っていることに注意しておく必要があります。

「体罰」は虐待か？

1 親は、しつけのつもりでも、大抵の場合、子どもは、なぜ叩かれたのか理解できません。

虐待死事件でも、100%の親がしつけだと言います。「子どものため」とは言うけれど、その瞬間のことを考えてみて下さい。カッとなつていませんか？結局、親の感情のはけ口になっているのです。

2 叩かれることは恐怖です。身体の小さな子どもが、大人に叩かれるのですから、親が思っている以上に怖いのです。恐怖心は、その場の行動は押さえます。同時に、学習機能をも抑制します。

3 しつけは、学習しないと身につきません。しつけというのは、人間関係の中で学習しながら、自身をコントロールできるようになることです。

「やっちゃんよ」と言うもう一人の自分を自分の心の中に育てることです。

例えば、泣いたときにあやしてもらって、背中をトントンしてもらううちに、心の中に「トントン」がすみ、内在化して自己調整力がつきます。

これに対して、泣けば叩かれる体罰を受けていると、自己調整機能が伸びず情緒が混乱します。

4 自分の中に信頼できる自分を住まわせる、愛着関係ができている、ということがないと自分で自分をコントロールできるようにはならないのです。

5 体罰は、行為を止めさせる即効性があるので、親はそこにはまってしまいがちですが、しつけ本来の効果とは言えません。効果を持続させるには、叩き続けるか、怒鳴り続けるしかなく、一発だったのが二発、三発とエスカレートしていきます。

そして、子どもの心と体は傷つき、それを見て育つ周りの子どもたちを怯えさせ傷つけます。それは心理的虐待です。

6 そういう体罰の特性をしっかり知ってほしいと思います。体罰は、子どもから見れば暴力です。しつけに暴力は必要ありません。体罰に代わるしつけの方法をいっぱい考えて、見つけてほしいと思います。

令和2年4月、児童福祉法の改正法が施行され、体罰が許されないものとして法定化されました。

・児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

・児童福祉法（抜粋）

第三十三条の二

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を探ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第四十七条

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第3章 虐待に早く気づくために

子ども虐待に早く気づくためには、小さなサインも見逃さないことが大切です。「虐待があるかもしれない」という問題意識を持っていないと、見過ごしてしまいます。

1 特定の職業の人に早期発見の努力義務

児童虐待防止法第5条第1項では、右のような児童の福祉に関する職業の人たちやそれらの人たちが所属する団体については、

- (1) 虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、
- (2) 虐待の早期発見に努める義務があると定めています。

学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、児童委員、警察職員、人権擁護委員、母子自立支援員、女性相談員、家庭裁判所調査官など

以下、2～5は、チェックリストになっています。

発見した場合は、関係機関に通告してください。詳しくは、第4章をご覧ください。

2 家庭・地域で

(1) 周辺の状況	<input type="checkbox"/> 殴る、蹴るなどの行為を目撃する（親はしつけのためだと言うこともあります）。 <input type="checkbox"/> 叩く音や叫び声などが毎晩のように聞こえる。
(2) 子どもの状況	<input type="checkbox"/> 不自然な傷が多い（顔や腕、足にあざがある）。 <input type="checkbox"/> 夜遅くまで遊んでいたり、徘徊している。 <input type="checkbox"/> 夜間に何時間も外に出され、家の中に入れてもらえない。 <input type="checkbox"/> 身体、衣類が非常に不潔である。 <input type="checkbox"/> 親が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子どもたちだけで、夜を過ごしている。
(3) 親の状況	<input type="checkbox"/> 地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になりやすい。 <input type="checkbox"/> 子どもが怪我をしたり、病気をしても医者に見せようとしない。 <input type="checkbox"/> アルコールを飲んで暴れることが多い。 <input type="checkbox"/> 小さい子どもを置いたまま頻繁に外出している。 <input type="checkbox"/> 子どもに体罰を加える。 <input type="checkbox"/> 養育について拒否的であったり、食事をきちんとさせないと放置している。 <input type="checkbox"/> 配偶者に暴力をふるうことが多い。

3 保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなどで

保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなどは、虐待が発見されやすい場です。子どもの送迎時等の親などとの交流も、変化に気づく良い機会です。

(1) 乳幼児の状況	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られ、親の説明が不自然である。<input type="checkbox"/>特別な病気もないのに、身長や体重が増えない。<input type="checkbox"/>身体、衣類が非常に不潔である。<input type="checkbox"/>怯えた泣き方をする。<input type="checkbox"/>かんしゃくが激しい。<input type="checkbox"/>表情や反応が乏しく、元気がない。<input type="checkbox"/>身体接触を非常にいやがる（抱こうとすると逃げる、身を固くするなど）。<input type="checkbox"/>些細なことで他児を執拗に攻撃したり、小動物をいじめたりする<input type="checkbox"/>年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる。<input type="checkbox"/>給食のお代わりを何回も要求したり、隠れ食いなどの行動が見られる。<input type="checkbox"/>職員を試したり、独占しようとして、まとわりついて離れない。<input type="checkbox"/>家に帰りたがらない。
(2) 児童・生徒の状況	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>不自然な傷がよく見られる。<input type="checkbox"/>身体的発達が著しく遅れている。<input type="checkbox"/>身体、衣類が不潔である。<input type="checkbox"/>表情が乏しく、元気がない。<input type="checkbox"/>いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げても身構える。<input type="checkbox"/>理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い。<input type="checkbox"/>放課後、帰宅したがらない。<input type="checkbox"/>基本的生活習慣が身に付いていない。<input type="checkbox"/>些細なことでもすぐカーッとなり、友人への乱暴な言動がある。<input type="checkbox"/>いじめられっ放しで、自己主張ができない。<input type="checkbox"/>自分より年下の子どもと遊ぶことが多く、時には威圧的である。<input type="checkbox"/>単独での盗みや嘘を繰り返す。<input type="checkbox"/>家出を繰り返す。<input type="checkbox"/>授業に集中できず、教室から抜け出す。<input type="checkbox"/>食べ物への執着が強い。<input type="checkbox"/>用がなくても教師の傍らに近づいて来ようとする。<input type="checkbox"/>極端な性への関心や拒否感が見られる。（特に女子の性的逸脱行為）

非行に走る児童・生徒には、その背景に虐待がある可能性があります。

- ① 家庭裁判所の審判が必要となった場合などに、虐待の証拠として、写真や記録が重要な役割を果たすことがあります。
- ② 親との関係など、微妙な問題はありますが、できる範囲で証拠を残す配慮も必要です。

(3) 親の状況	<input type="checkbox"/> 保育士、教師との面談を拒む。 <input type="checkbox"/> 無断で欠席させることが多い。 <input type="checkbox"/> 長期病欠にも拘わらず、医療機関に受診させていない。 <input type="checkbox"/> 予防接種や健康診査を受けさせない。 <input type="checkbox"/> 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい。 <input type="checkbox"/> 乳幼児期から甘やかすのは、良くないと強調する。 <input type="checkbox"/> 子どもに能力以上のことを無理に教え込もうとする。 <input type="checkbox"/> 自分の思いどおりにならないとすぐに体罰を加える。 <input type="checkbox"/> 被害者意識が強かったり、イライラしている。 <input type="checkbox"/> 孤立している。 <input type="checkbox"/> 夫婦の仲が悪い。 <input type="checkbox"/> アルコール依存傾向や精神疾患があり、不安定である。
----------	--

4 医療機関で

虐待を見逃さないためには、医学的に説明のつかないことや、不自然と思われることは確認することが大切です。

特に、繰り返す事故、つじつまの合わない事故、新旧混在する身体的外傷、説明のつかない低身長や栄養障害などは、要注意です。

(1) 全身	<input type="checkbox"/> 低身長、体重増加不良、栄養障害 <input type="checkbox"/> 原因不明の脱水症状 <input type="checkbox"/> 繰り返す事故の既往
(2) 皮膚	<input type="checkbox"/> 新旧混在する多数の打撲や傷 <input type="checkbox"/> 多数の小さな出血 <input type="checkbox"/> 不審な傷（ベルトや硬いもので打たれた跡） <input type="checkbox"/> 不自然な火傷（タバコ火やアイロン、熱湯をかけた跡）
(3) 骨	<input type="checkbox"/> 新旧混在する多発骨折（全身骨X線撮影や顔面CT所見が有効） <input type="checkbox"/> 捻転骨折 <input type="checkbox"/> 乳児の肋骨骨折、長管骨骨折
(4) 頭部	<input type="checkbox"/> 頭蓋骨骨折、脳挫傷、頭蓋内出血（特に、硬膜下出血）
(5) 目、鼻、耳	<input type="checkbox"/> 眼外傷所見（白内障、出血、網膜剥離など） <input type="checkbox"/> 眼窩内側骨折 <input type="checkbox"/> 鼻骨骨折 <input type="checkbox"/> 鼓膜損傷
(6) 口腔内	<input type="checkbox"/> 歯肉や舌の小さな凝血 <input type="checkbox"/> 唇小帯の微細な裂傷
(7) 内臓	<input type="checkbox"/> 内臓損傷、内臓破裂

(8) 性 器	<input type="checkbox"/> 性器や肛門及びその周囲の傷やただれ <input type="checkbox"/> 若年者の妊娠・中絶・出産
(9) そ の 他	<input type="checkbox"/> 極端な怯えや情緒不安定、円形脱毛、チック、胃潰瘍 <input type="checkbox"/> 自傷、自殺企図 <input type="checkbox"/> 食行動の異常（過食、盗食） <input type="checkbox"/> 無表情、他者への関心が低い
(10) 親の態度や言動	<input type="checkbox"/> あいまいで矛盾した説明をする。 <input type="checkbox"/> 発症から受診までの時間が長すぎる。 <input type="checkbox"/> 病気の程度や治療方法、病後の経過に关心を示さない。 <input type="checkbox"/> 入院が必要でも拒否したり、入院させても面会や付き添いに消極的である。 <input type="checkbox"/> 勝手に外来を中断したり、転院する。 <input type="checkbox"/> アルコールや薬物への依存、統合失調症などがある。 <input type="checkbox"/> 医療関係者に対する挑発的態度や被害的態度

5 保健機関で

乳幼児健康診査や新生児、未熟児訪問などは、虐待の発見に重要な場となります。虐待の可能性を意識しながら、注意深い観察を行うことが大切です。

(1) 子どもの状況	<input type="checkbox"/> 病気でもないのに、体重増加不良、低身長などの発達障害がある。 <input type="checkbox"/> 原因不明又は不適切な養育による脱水症状や栄養不良 <input type="checkbox"/> 不自然な傷や火傷の跡 <input type="checkbox"/> 頭蓋内出血、頻繁な骨折、火傷の既往 <input type="checkbox"/> 身体、衣類が非常に不潔である。
(2) 子どもの行動	<input type="checkbox"/> 表情が乏しく暗い（笑わない、凍りついた眼、怯え） <input type="checkbox"/> 落ち着きがない、かんしゃくが激しい、言葉や行動が乱暴である。 <input type="checkbox"/> ちょっとした指示や注意で異常に固くなる。 <input type="checkbox"/> 衣服を脱ぐことや診察を非常に怖がる。 <input type="checkbox"/> 親に甘えない、親の顔色をうかがう。
(3) 親の態度	<input type="checkbox"/> 子どもを抱いたり、あやしたりしない。 <input type="checkbox"/> 子どもの状態について、不自然な説明をする。 <input type="checkbox"/> 子どもの扱いが乱暴である。 <input type="checkbox"/> 子どもの健康に关心がない（予防接種を受けさせない、受診や入院の勧めを拒否する）。 <input type="checkbox"/> 健康診査にオムツや哺乳瓶を持ってこない。 <input type="checkbox"/> 子どもの発達状況を覚えていない。母子健康手帳にほとんど記入がない。 <input type="checkbox"/> 事故防止への配慮が足りず、放任している（イスの上に寝かせたまま、その場を離れるなど）。 <input type="checkbox"/> 育児に疲れ、イライラしている。

乳幼児揺さぶられ症候群

「乳幼児揺さぶられ症候群」をご存知ですか。まだ首がすわっていない乳幼児を強く揺さぶったことが原因で赤ちゃんが脳内出血を起こしてしまうというものです。

乳幼児の脳は、頭蓋骨より小さくできているため、頭を揺さぶることで脳が大きく動いてしまい、脳と頭蓋骨を結ぶ静脈が切れてしまうことがあります。けいれん以外に目立った症状がないため、脳内出血とはなかなかわかりません。

けいれんが起きた子どもは夜中に病院に運ばれることが多く、小児科医や産科医の目に触れない場合があります。また、乳幼児揺さぶられ症候群のことがあまり知られていないため、予防の育児指導がなされることも難しいといわれています。

核家族であやし方を教わる人がおらず、首がすわっていない赤ちゃんの扱い方がわからない人が増えているのも一因です。

強く揺さぶってはいけない年齢の一応の目安は、1歳半くらいまでで、繰り返し強く揺さぶらない限り、それほど心配することはなさそうです。しかし、子どもが泣き止まないからと言って、イライラして揺さぶり続けるのは絶対にやめましょう。もしけいれんがでたら、すぐに医師に診察してもらいましょう。

代理によるミュンヒハウゼン症候群

ミュンヒハウゼン症候群とは、他者から注目されたいために病気などの症状を作り上げ、病院に行ったりする行動のことをいいます。

これを、自分の子どもを代理にして行う場合もあります。これが代理によるミュンヒハウゼン症候群です。もともと健康上問題ない子どもに何らかの病気をでっちあげ、「子どもを看護するやさしい親」「不幸な親」を演じ、他者からの同情などを集めようとします。

こうした行動を示す保護者の中には、子どもに暴力をふるい、わざとケガや火傷をさせている人もあります。そして、子どもの外傷が不自然であっても、それを認めず、再び子どもの身体を傷つけたり、薬物を服用させたりして何らかの症状を子どもに生じさせ、病院に連れてきます。このようなケースもあるということを知っておくとよいでしょう。

第4章 虐待に気がついたら

前章のチェック項目に当てはまることがいくつかあれば、虐待の可能性があります。

しかし、虐待に気づいても、「間違っていたらどうしよう」とためらったり、「恨まれないか」「面倒なことに巻き込まれる」などの思いから、自分の所だけで抱え込んでしまいがちです。

子どもの尊い命を奪うような事態を招かないため、より早い時期に、専門機関に通告や相談をするなど連携をとっていくことが大切です。

1 まず、通告です

- (1) 児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告しなければならない、と定めています。
- (2) 「通告」というと重大なイメージですが、一応の情報提供又は協力や援助の依頼と考え、市町か福祉事務所、または児童相談所に連絡してください。
児童相談所へは、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」番にかけると、お近くの児童相談所につながります。
- (3) 通告によって「迷惑をかけるのでは」などと思い悩む必要はありません。子どもの安全確保が最優先です。
- (4) 通告しなかったばかりに、尊い命を奪うことになったり、心身に傷を負わせることは、子どもに対する重大な権利侵害です。
- (5) 通告者に立証責任はありません。通告内容については、通告を受けた児童相談所等が、責任を持って、客観的に調査を行います。

(児童虐待防止法)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(児童福祉法)

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（以下、省略）

2 通告についての秘密は守られます

- (1) 通告を受けた市町、福祉事務所、児童相談所は、通告者やその内容について、秘密を守る義務があります。
- (2) ですから、通告者は保護者との関係を損なうことなく、関係機関に相談することができます。

3 通告義務は、守秘義務に優先します

- (1) 医師や弁護士等は、一般的には、職務上知り得た秘密を漏らした場合、刑法上の犯罪となります。
- (2) しかし、児童虐待防止法第6条では、これらの職業の人についても、通告義務が守秘義務に優先するとされています。

4 緊急のときは

- (1) 子どもの安全確保のため、緊急の対応が必要なときは、まず、児童相談所や警察に連絡してください。
- (2) 児童相談所は、子どもの生命に関わるような場合は、保護者の意向にかかわらず、子どもを緊急に一時保護します。

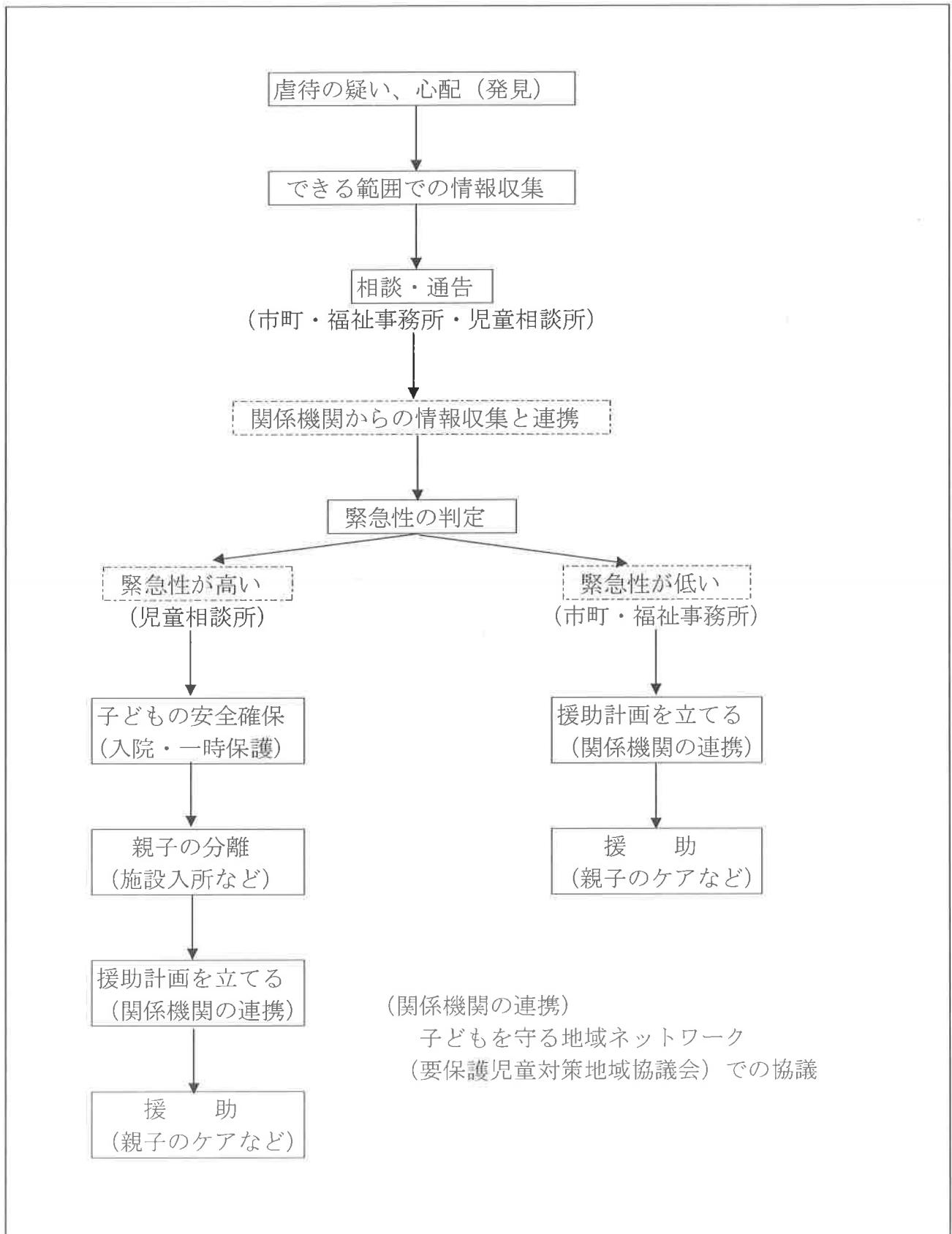
緊急性の目安

- ① 生命の危険がある
- ② 身体的傷害を残す危険がある
- ③ 乳幼児への繰り返しの身体的虐待、
極端な栄養障害、慢性的な脱水症状
- ⑤ 子どもが繰り返し家出・徘徊する
- ⑥ 棄児、置き去り



第5章 発見から援助までの流れ

民生児童委員や保育所などが、虐待に気づいて、市町、福祉事務所、児童相談所に通告した後、親子に対する心のケア等が始まるまでの各機関の対応内容は、次のようにになります。



1 面接・指導の基本姿勢

- (1) 一般の人だけでなく、児童問題の専門家でも、子どもを守らなければという思いから、虐待をした親に対して、批判的な態度になりがちです。
- (2) しかし、子どもの泣く意味が理解できないなど、子育ての仕方が分からず、親自身が悩み、援助を求めている場合も少なくありません。
- (3) 援助の基本は、マイナスイメージを持つことなく、相手の立場を理解するように努め、接することです。
- (4) その上で、親を支えながら、子どもとの関係を修復していくのだという考え方が必要です。
- (5) こうして、子どもと家庭への援助が実を結ぶためには、児童相談所などの機関だけではなく、地域で子どもに関わる関係者との連携が大切です。

虐待が疑われる親子に遭遇したときの対応

- 1 できるだけ虐待の可能性には触れずに、子どものことを中心に相談にのり、よく話を聞くように努めてください。
- 2 虐待が疑われても、すぐそれを指摘せず、むしろ親の悩みや苦労に共感的に接することが大切です。
- 3 虐待の状況を明らかにするため、親や子どもの言動は、できるだけ記録しておき、必要に応じて、児童相談所等に提出します。

2 初期対応－調査、情報収集と関係機関との連携－

通告を受けた市町、福祉事務所、児童相談所は、最初に次のような対応をします。

- (1) 通告を受けた各機関は、通告者や関係機関からの情報収集や、家庭調査ができるだけ早期に行い、まず、虐待の事実の確認や、実態の把握を行います。
- (2) その際、職員には守秘義務があり、通告者のプライバシーには十分な配慮がなされます。
- (3) そして、緊急性を判断し方針を決めたうえで、関係機関と連絡調整しつつチームで対応していきます。

3 援助の方法

初期対応の後、通告を受けた各機関では、緊急性に応じて、次に示す援助の方法を考えます。

《緊急性が高いと考えられるとき》

(1) 子どもの安全を確保します。

- ① 子どもに生命の危険があるなど緊急の場合、通告を受けた各機関は連携して、一時保護などで、子どもの安全を確保します。
- ② 児童相談所は、保護者の同意が得られなくても、一時保護することができます。
- ③ 児童相談所は、児童養護施設、病院、警察などに、一時保護を委託する場合もあります。

(2) 今後の対応を判断します。

安全を確保した上で、児童相談所は、親などの虐待者と子どもを長期に離す必要があるかどうかを、さらに見極め判断します。

(3) 親子を離すことが必要なときもあります。

- ① 親などから長期に離す必要があると判断されると、子どもは児童相談所の一時保護を経て、里親に委託もしくは児童養護施設などに入所することになります。
- ② まず、安全な環境を保障することが目的ですが、安心できる場で生活し、子どもの情緒や行動が安定することにより、親などの虐待者との関係修復のきっかけになることも少なくありません。
- ③ また、親などの側にも子どもから離れることにより、養育の負担から解放され、気持ちに余裕が生まれるメリットもあります。

(4) 関係機関が連携して援助に当たります。

- ① 家庭から離された子どもと親などが、虐待のない家庭で再び一緒に暮らせるように、援助していく必要があります。
- ② そのため、子ども・親・その他の家族にどのような目標を持って援助していくのか、また、関わる機関が、どのような役割分担をするのかといった総合的な援助の計画を立てます。
- ③ 特に、親などの虐待者への援助については、虐待者自身の協力が得られないことも多く、粘り強い対応が求められます。
- ④ 援助は、児童相談所や児童養護施設などが中心となって行いますが、虐待が繰り返されないよう、学校や保健所など関係機関が連携し、地域で見守っていくことが重要です。

《緊急性が低いと考えられるとき》

(1) 在宅のままで援助します。

(2) 虐待に結びつく親などは、自身が養育の負担に悩んだり、また、家庭の経済問題や地域との関係など、生活全般にわたる悩みを抱えて援助を求めている場合もあります。

(3) このような事情にも配慮して、再び虐待が起きないよう、地域の関係機関が連携して、家庭を支援していくことになります。

(4) また、相談やその他の制度利用については、当事者がそれを利用しようという思いが大切で、援助を受けようとする意志形成に向けた働きかけも必要です。

第6章 児童相談所の役割

児童相談所は、子ども虐待の相談や通告を受けた場合、関係機関や通告者との連携を密にして、子どもや家庭の状況を調査し、必要に応じて心理判定や医学的診断などを実施して、援助方針（対応策）を決めます。

牢

なお、児童相談所の職員には守秘義務がありますので、通告や相談に関する個人の秘密は守られます。

虐待事案に対して、児童相談所が行う援助等は次のとおりです。

1 相談、通告を受ける（児童虐待防止法第6条、児童福祉法第25条）

- (1) すべての国民には、親などに養育されることが不適当であると認められる子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む）を発見した場合に、市町、都道府県の設置する福祉事務所や児童相談所に通告する義務があります。
- (2) 市町や福祉事務所が通告を受けた場合は、必要に応じ関係者の協力を得つつ、児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、児童相談所へ送致を行うことになっています。
- (3) 児童相談所は、こうした通告や市町等からの送致のあった事案について対応を行います。また、閉庁日（休日）夜間の緊急ケース対応に備え、24時間365日の連絡体制を整えています。

2 市町への後方支援を行う（児童福祉法第10条第2項、第11条第2項）

市町が行う児童相談への対応について、必要に応じて個別の事例に関する初期対応や進行管理も含め、技術的援助や助言を行います。

3 立入調査を行う（児童虐待防止法第9条、児童福祉法第29条）

保護者の意に反し、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を探る場合（児童福祉法第28条）や子ども虐待のおそれがある場合（児童虐待防止法第9条第1項）に、児童委員や児童相談所の職員が、子どもの住居に立ち入って調査をしたり、質問したりすることができます。

※ 立入調査等を拒んだ者の罰金（児童虐待防止法第9条第2項）

正当な理由なく、立入調査等を拒み、又は質問に答えなかつたりした者は、50万円以下の罰金に処せられます（児童福祉法第61条の5適用）。

※ なお、正当な理由なく立入調査を拒否し、かつ重ねての出頭要求（児童虐待防止法第8条の2、9条の2）を行っても保護者が応じない場合には、裁判所の許可状を得て、解錠等により住居内に立ち入ることができる（児童虐待防止法第9条の3から10条の6まで）など、子どもの安全確保を最優先とした対応を行います。

4 子どもを一時保護する（児童虐待防止法第8条、児童福祉法第33条）

- (1) 緊急に子どもを保護する必要がある場合、あるいは、在宅での援助がうまくいかない場合、児童相談所内に一時保護したり、児童養護施設、病院、警察などに一時保護委託を行ったりします。
- (2) 児童相談所長は、親の意に反しても、一時保護を行うことができます。しかし、できるだけ親の同意を得る努力をしています。

※ 一時保護は2ヶ月を超えてはならない。ただし、児童相談所長又は知事が必要と認めるとときは一時保護を行うことができる。（親の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合は、家庭裁判所の承認を得なければならない。）

5 在宅指導を行う（児童福祉法第26条、27条）

- (1) 緊急性がない限り、子どもを家庭から離さずに、親子関係の調整や親子への指導を行います。
- (2) その際、地域の児童委員や保健師などと連携しながら、孤立しがちな家族を支えることが基本となります。
- (3) さらに、子どもの安全確保や養育不安の軽減のため、保育所や放課後児童クラブなどを活用することも大切です。

6 保護者の同意による施設入所（児童福祉法第27条）

- (1) 保護者の同意を得て、子どもを里親に委託したり、乳児院、児童養護施設等に入所させることができます。
- (2) 子どもを家庭から一旦離して、親子関係の悪循環を解消し、子どもの安全と成長を保障することは、とても重要です。

7 保護者の同意のない施設入所（児童福祉法第28条）

- (1) 子どもが、家庭において虐待され、しかも、保護者から施設入所の同意が得られない場合があります。
- (2) このような場合、家庭裁判所の承認を得て、子どもを里親に委託したり、乳児院、児童養護施設等に入所させることができます。

※ 家庭裁判所の審判による施設入所

- ① 通常、保護者の意に反して子どもについて施設入所等の措置を採ることはできません。
- ② しかし、虐待の危険性が高く、親による監護が不適切な場合には、保護者が反対しても家庭裁判所の承認により、子どもを施設に入所させることができます。
- ③ この場合、審判申立から家庭裁判所での結審まで一時保護を継続することになります。
- ④ また、家庭裁判所の承認により、子どもを施設に入所させる措置が採られた後、家庭その他の環境の調整を行うため、保護者に対し指導が必要なときは、家庭裁判所は、保

護者指導を県に勧告する場合があります。

8 面会又は通信の制限（児童虐待防止法第12条）

虐待を受けた子どもが施設入所措置を探られた場合、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた子どもの保護の観点から、児童相談所長や施設長は、虐待を行った保護者について、面会又は通信の制限を行うことができます。

9 措置解除のための児童福祉司の意見聴取（児童虐待防止法第13条）

- (1) 施設入所等の措置を探った子どもの保護者について、児童福祉司等による指導を受けさせる措置を探った場合、指導結果について、児童福祉司等の意見を聞くこととなる。
- (2) この場合、措置解除は、指導を受けた後に行います。

10 親権喪失の審判の請求（児童福祉法第33条の7）

児童相談所長は、児童の親権者がその親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所に親権喪失の審判の請求を行うことができます。

※「親権の濫用」とは、子どもに対する身体的・性的虐待やネグレクト（保護の怠慢・拒否）等が考えられます。また、「著しい不行跡」とは、単に保護者の性的不品行や飲酒をいうのではなく、著しい不行跡の結果、保護者の子どもに対する暴力（身体的虐待）やネグレクト（保護の怠慢・拒否）等が親権喪失理由とされるべきと考えられます。

（厚生労働省：「子ども虐待対応の手引き」より）

親権とは

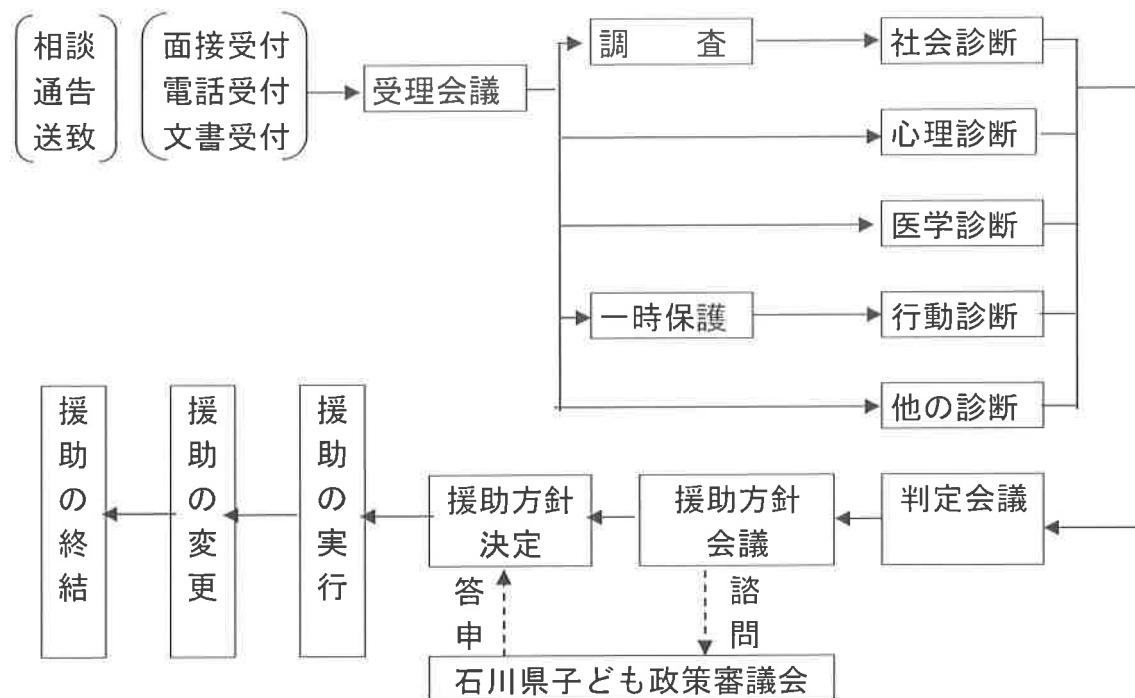
父母が、未成年の子どもを一人前の社会人になるまで養育するため、子どもを監護教育し、また、子どもの財産を管理するための親の権利義務を総称して、親権といいます。

（親権の例）

- ① 子どもを監護及び教育する権利義務
- ② 子どもの居所を指定する権利
- ③ 子どもが職業を営むことを許可する権利
- ④ 子どもの財産を管理する権利
- ⑤ 財産に関する法律行為について子どもを代理する権利 など

（備考） 監護とは「監督し保護すること」をいう。

児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※ 児童相談所が、石川県子ども政策審議会に意見を聽かなければならない場合の要件は、次の二つのいずれかのときです。（児童福祉法施行令第三十二条）
 （1）子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき
 （2）都道府県知事が必要と認めるとき

第7章 関係機関の役割

虐待が起きる家庭は、経済的な問題や就労、疾病、人間関係のトラブル等、同時に多くの問題を抱えていることが少なくありません。

例えば、子ども虐待が起きる家庭では、同時に、夫婦間の暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスも起きている可能性が高いと言われています。この場合、子どもを保護する等の対応に併せ、その他の家庭の問題も解決することが必要です。

このため、一つの機関だけで対応するには限界があり、関係機関が連携を図りながら、一体となって援助することが重要です。

地方公共団体は、虐待を受けている子どもをはじめとした要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」を置くよう努めなければならないとされています。

地域ネットワークは、関係機関により構成され、下記の業務等を行います。

1. 要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦（以下、「支援対象児童等」といいます。）に関する必要な情報の交換
2. 支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議

また、地域ネットワークは協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

なお、地域ネットワークの構成員に対しては、個別の情報を扱うことから守秘義務が課せられます。

※地域ネットワークの具体的な運営や構成メンバー等は地方公共団体（市町等）によつて異なります。詳細は各地域ネットワークの設置主体にお問い合わせください。

1 市町・福祉事務所

- (1) 発見　　生活保護、児童福祉、母子福祉関係等の援助を受けている家庭や窓口相談の中から、虐待されている（疑いのある）子どもの早期発見に努めます。
- (2) 通告受理　　虐待通告を受けた場合、最低限必要な情報が得られるように「子ども虐待通告受付票」に基づいて通告内容を確認します。
また、具体的な調査内容などを協議検討するための「緊急受理会議」を直ちに開催します。受理会議に参加すべきメンバーは、あらかじめ組織として定めておくとともに、必要に応じて他の関係者も加えます。
※市町は児童福祉法第25条による要保護児童の通告先でもあります。
- (3) 調査　　子どもの安全確認を最優先に行うよう努めるとともに、緊急受理会議の協議検討事項に基づいて、子どもの所属集団（保育所、学校等）、生活保護の受給や各種手当の受給など、個々の事例について様々な情報の収集と整理をします。

- (4) 援助方針
- ① 調査の結果に基づき、再び受理会議のメンバーにより（必要に応じて他のメンバーを加えて）、ケース検討会議を開催し、今後の援助方針を定めます。ケースは多面的に検討し、「複眼の視点」から意思決定を行うためにも組織的対応が必要です。
 - ② 関係機関から情報収集した内容を整理し、要保護性の高い困難事例（緊急性やリスク度が高い事例）や処遇困難な事例で市町のみでは対応が困難と判断されるときは、速やかに児童相談所に連絡します。
 - ③ 援助方針は、主として次のようにになります。
 - ア. 虐待の心配がなく継続的指導を要しない場合。
 - イ. 継続指導（関係機関の連携による地域での継続的な支援及び見守り）を要する場合。
 - ④ 子ども・保護者への面接の担当者、頻度、面接目的（援助内容）などを具体的に検討します。援助方針の決定に当たっては、次のことに留意します。
 - ア. 相手にあった支援内容
 - イ. 要支援家庭への積極的アプローチ
 - ウ. 子どものケアとともに親を含めた家庭への支援、また、各市町の母子保健・子育て支援策などの特性を活かした援助及び保護者の負担軽減を図る援助に配慮します。
- (5) 介入援助
- ① 援助方針に基づいて職員は面接・訪問・調査などを行うことになります。ケース記録を作成の上、ラインの決裁を得るシステムを構築します。
 - ② 保育所の利用等により、保護者の負担軽減が図られる場合は、保育所利用を勧めます。
市町は子ども虐待防止に寄与するため、保育所の入所児童の選考の場合に、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければなりません。（児童虐待防止法13条の3）
 - ③ モニターを依頼した機関（保育所、幼稚園、学校など）に対しては、子どもに心配な状況が見られるときは、タイムリーに必ず連絡をもらうよう確認しておくとともに、当該機関から連絡のない場合であっても、訪問などにより定期的かつ主体的に状況を把握するように努めます。
 - ④ 虐待ケースは緊急度・リスク度が少ないのであっても1人では関わりが困難なときも多いので、必要に応じて他の関係職員に同行を求めるとともに、ケースの状況によっては、児童相談所の職員にも協力・同行を求めます。
 - ⑤ 母親に対するドメスティック・バイオレンスがある場合は、母子生活支援施設や女性相談支援センター一時保護所などへの母子入所により、問題の解決が図られる場合があります。
- (6) 市町間の情報
- 転居前の市町でケース援助を行っていた場合は、転居後の市町にケースを移管します。

2 児童家庭支援センター

- (1) 発 見 ① 窓口や個別訪問での相談、子育て家庭を対象とした地域活動の中で、虐待されている（疑いのある）子どもの早期発見に努めます。
② また、児童養護施設を退所した子どもや、家庭にいながら児童相談所の指導を受けている子どもの生活の状況を把握し、虐待の再発防止に努めます。
③ 虐待が疑われる場合、まず、市町、福祉事務所、児童相談所に通告します。
- (2) 調 査 日頃の保育所や幼稚園、学校、児童委員などとの密接な連絡体制を活かして、きめ細かに情報収集し、通告機関への情報提供を行います。
- (3) 介入援助 ① 地域における要保護ケースとして、継続的な関わりが必要であることから、通告機関の事例検討会などに参加し、綿密な打ち合わせを行います。
② 児童相談所からの委託により、その援助方針に沿って、具体的な援助目標や援助方法を定め指導を行います。
③ 児童養護施設等に設置されていることから、夜間等の緊急の相談や一時保護の要請への対応も期待されており、対応手順の職員への周知が必要です。

※ 児童養護施設、乳児院

- ① 児童家庭支援センターを設置していない児童養護施設や乳児院においても、その子どもの問題等についての専門性を、地域の子育て支援に活かすため、相談に応えています。
② また、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等1週間程度子どもを預かったり（ショートステイ）、夜間子どもを預かるなどの事業（トワイライトステイ）も実施している施設もあります。

3 児童委員・主任児童委員

- (1) 発 見 ① 地域に密着した活動により、子ども虐待を発見しやすい立場にあります。
② このため、子どもたちの様々な情報をキャッチできるよう、日頃からアンテナを張っていてください。
③ 情報を得た場合は速やかに、市町、福祉事務所、児童相談所に通告してください。

- (2) 調査 市町、福祉事務所、児童相談所から、日頃の子どもや家庭の生活状況の把握や調査を求められる場合があります。
- (3) 介入 ① 緊急性の高い場合や深刻な事例の場合は、市町、福祉事務所や児童相談所との連携のもとで介入方法を検討します。
② 保護者と児童委員や主任児童委員との信頼関係がある場合は、児童相談所などの介入に先立って、その機関の役割などを説明し、不安や警戒を取り除くなど、円滑な介入の下地を作ります。
- (4) 援助 介入の結果、在宅で見守ることが望ましいと児童相談所が判断した場合、その機関と連絡を取りながら訪問を重ね、保護者の相談相手になります。子どもの様子を見守っていく役割を担います。

4 保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ

- (1) 発見 虐待は、子育て中のどこの家庭でも起きうるものだという観点に立つて、早期発見に努め、必要に応じ市町、福祉事務所や児童相談所へ通告します。
- 【保育所・認定こども園・幼稚園】**
- ① 親が、子どもの発達や接し方、子どもの気持ちを理解できず、親の夜更かしの生活につき合わせたり、子どもが、なぜ泣くか理解できず、つい怒ってしまうことがあります。
 - ② そういう親子のズレをキャッチし、親に関わり方を教えていく場でもあります。
- 【学校】**
- ① 宿題をしてこない、忘れ物をする、けんかをする、いじけるなどにより、先生からいつも叱られている子どもの中に、虐待を受けている子どもがいる場合があります。
 - ② 虐待されている子どもを叱ることは、虐待の延長になりかねません。
 - ③ 虐待の徴候をつかみ、正しく対応することが大切です。
 - ④ 子どもが自分で虐待されていると言う場合には、どんな場合も「うそ」と決めつけてはいけません。
 - ⑤ 子どもの気持ちをゆっくり聴き、子どもにとっての理解者、安心できる場を校内に作って行きましょう。
- (2) 調査 ① 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく記録を残し、身体的な傷については、できる限り写真を撮っておくことが望まれます。
② 児童相談所などの専門機関の判断材料となります。
- (3) 介入 ① 深刻な事例の場合、学校や保育所が単独で判断し介入することは、円満な解決に至らず、危険な結果となる場合があります。
② 必ず児童相談所など専門機関の判断を求める必要があります。

- (4) 援 助 家庭訪問等を行い、保護者の気持ちを受容しながら、家庭での悩み事について、できるだけ相談相手となり、子育てのアドバイスなどの援助も望まれます。

5 県保健福祉センター、市町保健センター

- (1) 発 見 各種健康診査や相談等（乳児相談、家庭訪問等）で虐待されている（疑いのある）子どもの早期発見に努めます。
- (2) 調 査 ① 特に乳幼児の場合、母親の妊娠中の状況や子どもの新生児、乳幼児等各段階での健診時の状況などは貴重な情報となります。
② また、精神保健面での援助を受けている保護者に関する情報も貴重です。
- (3) 介 入 ① 健康診査を未受診の場合は、「健康診査へのお誘い」を糸口として、家庭訪問や呼び出しができれば、子どもの状態の確認が可能となります。
② そのような場で、子どもの育てにくさや保護者の子育ての大変さを受け止め、精密検査などを勧めることで、児童相談所や医療機関とのコンタクトもスムーズになります。
③ その結果、保健師と児童相談所の職員が同行して訪問することも可能となります。
④ アルコール依存症や精神障害などの精神疾患を抱えている保護者の場合、県保健福祉センターと児童相談所との連携は不可欠であり、必要に応じて、同行しての家庭訪問なども行います。
- (4) 援 助 ① 育児に不安を抱えている保護者や地域で孤立しがちな保護者に対して、定期的な家庭訪問や面接、電話での相談等を繰り返したり、母親（両親）教室や育児サークルへの参加を勧めたりすることで、育児支援を行います。
② その他、乳幼児の在宅ケースを支えるに当たっては、市町、福祉事務所、児童相談所から支援活動への協力を求められることがあります。

6 医療機関

- (1) 発 見 ① 医療機関においては、重篤な事例が発見される可能性が高いことを念頭に置いておく必要があります。
② 生命に危険のある場合や症状が重度の場合は、すぐに入院させ、子どもの安全を図ります。
③ また、外来診察で対応が可能な場合でも、在宅に戻せば子どもの安全が確保されないと思われる事例は、可能な限り保護者に入院を勧めます。

④ 児童相談所や市町、福祉事務所への通告も勿論必要ですが、明らかに傷害罪、暴行罪に該当すると思われる事例については、警察への告訴（告発）も検討する必要があります。

(2) 調査 入院や通院の事実、そのときの症状（虐待に直接関係ないと思われるものでも）や保護者の態度、言動と子どもの様子などは、貴重な情報となります。

(3) 介入 ① 保護者に児童相談所などへの拒否感がある場合で、子どもに外傷、発育不良などの医療的課題がある時には、児童相談所では、一旦、医療機関につないで、次の展開を考えることができます。
② その際には、医療機関では、検査などの目的での入院等を保護者に勧め、その後について、児童相談所と協力して、対応していただけると、次の対処がしやすくなります。
③ 身体的虐待等の場合には、医師から保護者に対し「虐待が疑われる」ことを告知し、その判断に基づいて児童相談所へ通告したことをはっきり話すことが重要です。
④ その場合、児童相談所職員も同席する中で行うことが望されます。
⑤ 保護者が強制的に退院させる可能性があるときは、児童福祉法第33条による一時保護とした上で、医療機関の入院を継続させる方法も考慮します。

(4) 援助 ① 虐待の早期発見、早期対応の観点から、診察の際には、子どもの発育、発達や健康上の問題、育児上の悩み事等に関して保護者の相談相手として、必要な助言、指導を行うことが望されます。
② この場合、できるだけ「カウンセリング・マインド」（相手の訴えに耳を傾けること）で接することが大切です。
③ また、退院後の経過観察をするにあたり、市町保健センターや児童相談所との連携に努めます。
④ なお、虐待をする保護者の中には、精神的疾患を抱えている者もあり、親子関係の安定や修復を図るには、精神科治療が不可欠です。
⑤ さらに、虐待を受けた子どもの情緒面のケアを行うことも医療機関の大切な役割として期待されています。

7 警察

(1) 発見 ① 保護者による子どもへの暴行、傷害として、110番等により、警察へ直接通報があるほか、家出、徘徊、迷子、万引き等の背景に、虐待がある場合も多いので、留意する必要があります。
② 警察が一時保護を要すると思料する要保護児童を発見し、児童相談所に通告した場合子どもの安全確保を最優先として、場合によっては、児童相談所と協議して、子どもを一時保護所までの同行を検討します。

③ また、個々の事案について、児童相談所等の関係機関と緊密な連携をとりながら、時間、場所、方法、子どもの年齢や状態などを総合的に勘案し、その上で、子どもを保護する観点から、犯罪に該当する場合は、適切に事件捜査をすることとなります。

(2) 調査
近隣からの通報で、問題の家庭を特定できない場合、パトロールを強化するなど、情報収集に努めます。

(3) 援助
児童虐待防止法第10条第1項において、児童相談所職員が行う子どもの安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、立入調査臨検又は搜索等、接近禁止命令が円滑に行われるよう、事前協議のうえ、援助を行います。

【警察官】

- ① 職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により、児童相談所長等と一緒に立ち入ること。
- ② 保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や、子どもへの加害行為が現に行われようとする場合において、警察官職務執行法第5条に基づき、警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき、住居等に立ち入ること。
- ③ 通報等により夫婦間の暴力が行われていると認められる場合は、警察官職務執行法等に基づき、暴力の制止、被害者の保護、その他暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
また、必要により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく保護命令等について教示すること。
- ④ 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯人として逮捕する等の措置を講じること。

第8章 虐待を予防するために

1 地域ぐるみで子育てを

- (1) 子育てというと、親の責任が強調されますが、親が、その責任をよく果たすには、周囲の理解と支えが不可欠です。
- (2) しかし、核家族化が進み、また、子どものいる家庭が少なくなり、近所付き合いも希薄になって、親は、孤立しがちです。
- (3) このため、親が、育児の負担を自分だけで抱え込まないように、保育所や市町保健センターなどで相談を受けたり、親子が交流できる場所が設けられています。
- (4) 地域の人々が、日々の生活の中で、積極的に交流することにより、相互の理解が生まれ、育児についても相談したり、子育ての知恵を出し合うことも可能になります。

2 親が育児不安を感じやすい子どもへの支援

子ども自身の発達の状況や障害が、親の育児不安を招き、虐待につながることがあります。

- (1) 第一は、「手のかかる子」「育てにくい子」です。
子育てが大変なのは、親のせいばかりでないことを明らかにし、親を責めないように配慮しながら、周りで支えたり、市町保健センターなどの身近な施設で、相談することを勧めてあげましょう。
- (2) 第二は、未熟児です。
 - ① 未熟児は、生後数カ月間、一人病院に入院して、親子の生活ができません。このため、親にとっては、我が子という実感が持てず、愛情を感じにくくなる場合があります。子どもの成長についての不安も大きくなります。
 - ② 入院中からの親子の関係づくりが重要です。保健センターでは、入院中から未熟児の親子と関わっています。未熟児で生まれた場合は、保健センターに相談するよう伝えましょう。
- (3) 第三は、障害のある子どもです。
 - ① 子どもに障害がある場合、それを受け入れ、子どもと生きていく心構えを持つのは大変なことで、時間がかかります。
 - ② 母親を支え、父親の理解を促す援助が必要になります。理解しがたい行動をする子どもと生活することで、苛立ちや怒りが生じるとき、周囲の人が、揺れ動く親の気持ちを受け止めることが、大切になります。
 - ③ 家族、保健師、障害児通所支援事業所や児童相談所の職員、地域の人々の応援が必要です。

これらの条件を持った子どもは、虐待を受ける割合が高いと言われており、関係者の支援

が必要となります。

3 子育てに不安を持つ親への支援

子育てに不安を持つ親への支援として、以下のようなものがあります。

- (1) 「こんにちは赤ちゃん事業」では、地域の保健師等が、生後4カ月までに乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して、子育てに関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。
- (2) また、「こんにちは赤ちゃん事業」による全戸訪問の結果、育児ストレスや産後うつ病、虐待の恐れがあるなど、育児支援を必要とする家庭に対しては、引き続き「養育支援訪問事業」により保健師等が家庭訪問し、育児支援や栄養指導を行います。
- (3) マイ保育園登録制度では、県内どの地域にもある保育所・認定こども園を身近な子育て拠点として位置づけ、育児体験や一時預かりなどの様々な支援を行っています。
- (4) また、マイ保育園に「子育て支援コーディネーター」を配置し、保護者からの育児に関する相談に答えるとともに、一時預かりやつどいの広場などの子育て支援サービスを定期的に利用していただくための「子育て支援プラン」の作成にも取り組んでいます。

児童相談所では、虐待の相談以外にも子どもの福祉に関する様々な相談を受け付けています

児童相談所相談専用ダイヤル
0120-189-783

第9章 Q & A

Q 1 【共通】近所の子どもが虐待されているようなのですが、確かめに行くわけにもいかず心配しています。どうしたらよいのでしょうか。

- (1) 「虐待かもしれない」と思ったら、まず、市町、福祉事務所又は児童相談所（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」番）に連絡してください。
- (2) 通告に当たって、証拠の提示を求められることはあります。通告を受けた市町、福祉事務所又は児童相談所は、通告した人に迷惑がかからないように事実を調査し、虐待の有無を確認することとなっています。
- (3) ですから、通告内容に事実と反することがあっても、責任を問われることはありません。
- (4) 通告は、電話でも構いません。

Q 2 【共通】しつけと虐待の違いをどう区別するのですか。虐待をしている意識のない親に対しては、どのように対応すればよいのでしょうか。

- (1) しつけの一環としてやっていても、度が過ぎて、子どもの人権を侵し、子どもが望まない行為を繰り返すなら、それは虐待と見るべきです。
- (2) 虐待をしている親の多くは、子どものしつけのためと言います。たとえ、虐待をしているという意識がなくても、虐待です。
- (3) 虐待であるか、しつけであるかは、子どもの側に立って判断することが大切です。
- (4) 親に対しては、虐待をしているという意識がない場合、いきなり虐待を指摘したり、責めたりしても、解決にはつながりません。
- (5) これまで尊い子どもの命を奪った事件が数多く報道されています。そのような事態にならないように、何よりも子どもの心身の安全確保を最優先に考え、市町、福祉事務所や児童相談所に相談してください。

Q 3 【共通】虐待の通告を受けた後、児童相談所では、どのような対応をしているのでしょうか。具体例で説明してください。

- (1) 4歳の男児が親から身体的虐待を受けていたケースです。
- (2) このケースは、近所の人から児童委員に通報があったものです。児童委員は、すぐに主任児童委員と相談をして、親子に関する情報を収集しました。
- (3) その結果、日頃から体中に殴られたアザやタバコの火を押しつけたような火傷の跡があることがわかりました。
- (4) このため、主任児童委員は、このまま放置するのは危険だと判断し、児童相談所に通告することとしました。
- (5) 児童相談所では、児童委員から事情を聞き、また家庭訪問をするなどして、さらに事実確認を行いました。その結果、この家族は、経済的に行き詰まつていて、母親が、その苛立ちを子どもにぶつけていることがわかりました。
- (6) また、児童相談所では、親子が一緒にいては虐待が続くだろうし、まず生活基盤の立て直しが必要であるとの判断から、子どもを、児童養護施設への入所を前提に、父母の同意を得て、一時保護を行いました。
- (7) 施設入所後は、面会や一時帰宅などを行いながら、かなりの時間をかけて、ようやく親子関係を修復することができました。
- (8) このように、児童相談所は、虐待をした親を罰するのではなく、子どもにとって今なにが一番大切な、時間をかけて話し合い、親も納得できるような形で援助するよう努めています。

Q 4 【市町】市町の役割はどんなことがありますか。

市町と児童相談所は、児童虐待の通告受理・援助機関としてともに子どもの安全と福祉を守る責務を負っています。

- ① 児童虐待の通告を受理し、安全確認、調査等の対応
- ② 支援対象児童等の支援の実施状況の把握
- ③ 子どもを守る地域ネットワークなどの運営
- ④ 子育て支援や母子保健、各種福祉サービス等の提供

Q 5 【児童委員】近所の1歳6ヶ月の女の子が、ひどく痩せていて、もの凄い泣き声がよく聞こえることから、母親が虐待しているのではないかという噂が流れています。どのように対応したらよいでしょうか。

- (1) まず、市町、福祉事務所又は児童相談所に通告してください。
- (2) しかし、通告に当たっては、噂や憶測は、事実と区別しておく必要があります。
- (3) つまり、児童委員が、その家族について把握している事柄、噂の内容、誰が聞いた噂かなどについて、整理しておくことが大事です。（これは証拠を示すということではありません。）
- (4) 通告後、家族の状況を把握するために、通告先の協力要請があれば、次のような方法で、家族への援助を行います。
 - ① 学校・幼稚園・保育所から、親に対して、児童相談所に相談に行くように勧めてもらう。
 - ② 乳幼児健康診査に関連して、市町の保健師に訪問を依頼する。
 - ③ 育児講座の案内などを理由に直接家庭を訪問する。

※ 親に接するときは、抵抗感や警戒心、拒否感情を起こさせないように、世間話などをしながら、育児で困っていることがないかを話します。

Q 6 【医師】子どもの虐待への対応は、人権の問題もあり、大変微妙です。診察しながら「虐待ではないか」と感じたとき、どのような点に留意すればよいのでしょうか。

- (1) 刑法134条による秘密漏示罪が適用される医師についても、虐待については、児童虐待防止法第6条第2項において、守秘義務より通告義務が優先することを規定しています。
- (2) 親との関係がこじれると、親が勝手に治療を中断させがあるので、虐待ではないかと問い合わせたり、怒りや非難の感情を表すことのないよう、十分な注意が必要です。
- (3) 入院が必要な場合は、同意を得てください。この場合、同意を得る前に、受傷等の原因を追求して、親に「医師が虐待を疑っていること」を気づかれ、警戒心を起させることのないよう配慮することが大切です。

Q 7 【医師】外来診察時に虐待を疑ったときは、どうすればよいのでしょうか。

- (1) まず、児童相談所に通告してください。
- (2) その際、次のような項目について、状況等を説明します。
 - ① 医療機関にかかった理由や経過
 - ② 医療機関が虐待を疑った理由
 - ③ 親が、医師や看護師に行なった説明
 - ④ 現在の子どもの医学的な危険度
 - ⑤ 医学的な予後（治療後の経過の見通し）
- (3) 児童相談所は、次の事項について医療機関と協議します。
 - ① 親に対する「虐待であること」の告知をどうするか
 - ② 保護者と子どもの接触をどうするか（面会制限）
 - ③ 警察との連携をどうするか
 - ④ 緊急一時保護等の法的対応の必要性
- (4) 親に対する告知と説明は、医師と看護師、児童相談所の職員とが一緒に行うのがよいでしょう。
- (5) 身体的虐待の場合、医師から告知するのが望ましいと思います。ただし、医師が不慣れな場合は、医師は「事故としては不自然な外傷である」ことだけを告げ、虐待の可能性があることの説明は、児童相談所に任せることもあります。
- (6) 警察との連携については、特に小児科では不慣れだと思いますので、児童相談所に仲立ちを求めてよいと思います。

Q 8 【保健師】母子保健活動の場で、できるだけ早く虐待に気づくには、どうすればよいのでしょうか。

- (1) 核家族で、地域に知り合いもなく、夫は仕事で毎日帰宅時間が遅いという状況での子育ては、大変ストレスが大きく、簡単ではありません。このため、すべての親が、虐待の加害者になりうるという共通理解を持つ必要があります。
- (2) 保健師は、妊娠の段階から関わり、健診や育児相談などで、虐待は勿論、軽い育儿不安についても早期発見が可能です。
- (3) 乳幼児健診においては、疾患や障害を見つけるだけでなく、親子関係、親子の心の状態を把握するように努める必要があります。
- (4) 健診を受けていない親には必ず連絡し、家庭訪問を行うようにします。訪問を拒

否したり、育児についての質問に対して「何も困っていない」とか「相談することはない」というような、拒絶的な態度をとる親は、虐待が疑われることがあります。

※ 10頁のチェックリストを参考にしてください。

Q 9 【保健師】乳幼児健診で虐待を発見した場合、どうすればよいのでしょうか。

- (1) 保健センターだけで抱え込まないで、まず、市町、福祉事務所又は児童相談所に通告してください。
- (2) 市町、福祉事務所又は児童相談所は、通告を受けて、家庭の状況について調査を行い、家庭に対する援助に必要な機関、例えば、保健センターや保育所、児童委員などを招集し、子どもを守る地域ネットワーク等の開催によりケース検討会を行います。
- (3) ケース検討会では、情報の共有や認識の確認を行い、役割分担を明確にします。保健師は、地域の関係組織や職種の状況を把握していることから、調整役となることが多いと思います。
- (4) 特に保健師が重要な役割を果たすのは次のようなケースです。
 - ① 親と児童相談所が対立し、親への援助的介入ができない場合
 - ② 乳幼児への育児支援が必要になる場合
 - ③ ネグレクトのケース
 - ④ 親に心の病がある場合
 - ⑤ 以前から保健師が関わり、信頼関係ができている

Q 10 【保育士】朝、子どもが顔に傷を作つて登園しました。子どもに尋ねると、「お母さんにやられた」と言います。このようなときは、どのような対応をすればよいのでしょうか。

- (1) まず、子どもの話を聞いて、他に傷がないかチェックします。傷などが多く見られるようであれば、園長等に報告のうえ、担当保育士、園長等からすぐに市町、福祉事務所又は児童相談所に相談してください。
- (2) それほどでもなければ、園全体で対応しましょう。
 - ① この場合、傷の理由を聞いただと、親は心を閉ざしてしまい、逆効果になるおそれがあるので、慎重な配慮が必要。
 - ② しつけなどに困っている場合が多いので、そのことを親からうまく引き出しながら、できるだけ親の相談相手となって、経過を見る。
 - ③ それでも傷が絶えなければ、市町、福祉事務所又は児童相談所に相談すること。

Q 1 1 【教師】 4年生の男の子ですが、頻繁にケガをしてきます。本人は、転んだとか、階段で滑ったとか言いますが、親から虐待されているのではないかと思います。どのように対応すればよいのでしょうか。

- (1) 担任教師が一人で抱え込まないことが大切です。
- (2) 通告の判断は、クラス担任等の担当者でも構いませんが、校長、学年主任、養護教諭などの間で検討し、校長が、市町、福祉事務所又は児童相談所に通告します。(組織としての判断があつた方が、調査の時などに混乱が少なくて済みます。)
- (3) 児童を中心とした対応方針に基づき、学校に割り当てられた役割を実行します。
- (4) 基本的には、子どもの味方となって支援します。
 - ① 傷については、保健室等で養護教諭が手当を行なう。この際、養護教諭は、手当を通して子どもとの関係づくりを心がけること。
 - ② 担任や他の教師は、子どもに対して、じっくり話を聞いてあげたり、声かけをしてあげること。
 - ③ また、児童相談所等と連携をとりながら、家庭訪問等により、親に対して、子どもの傷のことを心配していることを伝える。
 - ④ こうして、親の相談にのれるような関係づくりを心がける。
- (5) 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく記録しておきます。
- (6) なお、児童相談所は、学校に対して次のような援助を行います。
 - ① 日常における細かい対応についての指導
 - ② 当初は、数ヶ月ごとに関係機関を集めた事例検討会の開催
 - ③ 「何かあれば、児童相談所が責任を持つ」という姿勢
 - ④ 学校や教師の不安な心理に対するケア

第10章 相談機関一覧

1 市町児童相談窓口

市町名	担当課・機関名	電話番号
金沢市	こども相談センター	076-243-4158
七尾市	子育て支援課	0767-53-8445
小松市	くらしあんしん相談センター	0761-24-8070
輪島市	子育て健康課子ども未来係	0768-23-1161
珠洲市	福祉課	0768-82-7747
加賀市	子育て応援ステーション	0761-72-2565
羽咋市	健康福祉課	0767-22-1114
かほく市	子育て支援課（子ども総合センター）	076-283-4320
白山市	子ども相談室	076-276-1792
能美市	子育て支援センター	0761-58-8200
野々市市	子育て支援課	076-227-6077
川北町	福祉課	076-277-8388
津幡町	子ども家庭総合支援室	076-288-6702
内灘町	子育て支援センター	076-238-3233
志賀町	住民課（子ども家庭総合支援拠点）	0767-32-9122
宝達志水町	健康福祉課（児童係）	0767-28-5526
中能登町	健康保険課子育て支援室	0767-72-3134
穴水町	子育て世代包括支援センター	0768-52-3210
能登町	健康福祉課	0768-62-8513

2 児童相談所

対象区域	名称	電話番号
小松市・加賀市 能美市・川北町	石川県 南加賀保健福祉センター	0761-22-0792 月～金8時30分～17時45分 ※夜間・休日の通告は石川県中央児童相談所へ
白山市・野々市市 かほく市・津幡町 内灘町	石川県中央児童相談所	076-223-9553 月～金8時30分～17時45分 ※虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付については24時間365日対応しています
七尾市・羽咋市 志賀町・宝達志水町 中能登町	石川県七尾児童相談所	0767-53-0811 月～金8時30分～17時45分 ※虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付については24時間365日対応しています
輪島市・珠洲市 穴水町・能登町	石川県 能登北部保健福祉センター	0768-22-4149 月～金8時30分～17時45分 ※夜間・休日の通告は石川県七尾児童相談所へ
金沢市	子ども相談センター (金沢市児童相談所)	076-243-8348 ※虐待通告は24時間365日受付

3 児童家庭支援センター

名 称	電 話 番 号
ファミリーステーションいなみえん (加賀市片山津温泉井6番地)	0761-75-8889
児童家庭支援センターあすなろ (穴水町志ヶ浦15字1番地3)	0768-52-4141
育松園児童家庭支援センター (小松市額見町ら2番4)	0761-58-1927
こども家庭支援センター金沢 (金沢市平和町3丁目23番5号)	076-243-8341

4 警察

対象区域	名 称	電 話 番 号
全 県	警察本部	076-225-0110
加 賀 市	大聖寺警察署	0761-72-0110
小 松 市	小松警察署	0761-22-0110
能 美 市	能美警察署	0761-57-0110
川 北 町		
白 山 市	白山警察署	076-216-0110
野々市市		
金 沢 市	金沢中警察署	076-222-0110
	金沢東警察署	076-253-0110
	金沢西警察署	076-266-0110
かほく市		
津幡町	津幡警察署	076-289-0110
内灘町		
羽咋市		
志賀町	羽咋警察署	0767-22-0110
宝達志水町		
七尾市		
中能登町	七尾警察署	0767-53-0110
輪島市		
穴水町	輪島警察署	0768-22-0110
珠洲市		
能登町	珠洲警察署	0768-82-0110

5 妊娠・育児などの電話相談一覧

名 称	相談内容	電話番号	相談時間
妊娠110番 (石川県)	妊娠についての悩み	076-238-8827	月～土 9:30～12:30 火 18:00～21:00
こころの相談ダイヤル (石川県こころの健康センター)	心の悩み 全般	076-237-2700	24時間
金沢こころの電話 (公益社団法人金沢こころの電話)	心の悩み 全般	076-222-7556	月～水 18:00～21:00 木～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
家庭教育電話相談 (石川県教育委員会)	家庭教育の悩み	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
24時間子供SOSテレホン (石川県教育委員会)	いじめの悩み	076-298-1699	24時間
いじめ110番 (石川県教育委員会)	いじめの悩み	0120-61-7867	24時間
夜間小児救急電話相談 (石川県)	子どもの急な病気	#8000または 076-238-0099	18:00～翌8:00
子どもの虐待ホットライン (子どもの虐待防止ネットワーク石川)	育児等についての悩み	076-296-3141	木・土 10:00～16:00

「関係者のための子ども虐待防止ハンドブック」
—石川県児童虐待の早期発見対応及び保護支援指針—

発行：平成31年3月

改訂：令和3年3月

石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL(076)225-1421 FAX(076)225-1423